## 松川一の宮太鼓会則

(名 称)

第1条 この会は松川一の宮太鼓の会(以下「この会」という)と称する。

(目 的)

第2条 この会は太鼓の技を磨き、会員相互の親睦をはかり、又、青少年の育成にも力を注ぎ、地域の活性化 と会員の資質向上を目的とする。

(活動)

- 第3条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の活動をする。
  - (1) 太鼓の技の向上のために定期的に練習を行うものとする。
  - (2) 色々な機会をとらえ発表し、太鼓の技を磨くものとする。
  - (3) こども組を組織し指導するものとする。
  - (4) 独自の曲の作曲に努めるものとする。
  - (5) その他、会の目的達成に必要な活動。

(入 会)

第4条 この会の目的に賛同する入会希望者で、会長の許可を得た者が入会できる。会費の納入をもって会員とする。会費が1年間未納の場合、会員の資格がなくなる。

(こども組)

第5条 こども組に入会できるのは、15 才までとし、会長の許可をもって入会できる。こども組に入会したものは会員の指導を受けることができる。

(事務局)

第6条 この会の日常の業務を処理するため、事務局を下記の所に置く。

岩手県八幡平市大更第 18 地割 315 番地

(役 員)

第7条 この会に次の役員を置く。役員は総会において選出される。

(1) 会長1名 (2) 副会長1名 (3) 会計係1名 (4) 監査員2名

(役員の任期)

第8条 この会の役員は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営機関)

第9条 この会は次の運営機関を置く。

(1) 総会 (2) 役員会

(総 会)

- 第10条 この会の総会は年 1 回開催する。ただし、会員の過半数が必要と認めたときは臨時総会を開かなければならない。
  - 2 総会は次の事を審議する。
    - (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 役員選出に関すること。
- (4) その他この会の運営に必要な事項。
- 3 総会の議決は総会に参加した会員の過半数の賛成を必要とする。
- 4 総会は会長が招集し、議長は出席者の中から選出する。

(役員会)

第11条 役員会は役員をもって構成し、会長が招集し、自ら議長となる。

(経費)

第12条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年5月1日始まり、4月30日に終わる。

(会員の資格取消)

- 第14条 この会の目的に反する問題行動があった場合、役員会の議決をもって会員の資格を取り消すことがある。会員の資格のない者は、当会の曲を弾くことはできない。
  - 2 会長の許可なく他への指導をした場合は、会員の資格を取り消すことがある。
  - 3 この会の脱会を希望する者は、会長の許可をもって資格取消をする。